

# 戸田市町会連合会慶弔内規

(目 的)

第1条 町会及び自治会の長（以下「町会長」という。）相互の親睦を図るとともにその労に報いるため、町会長の慶弔に際し これを実施する。

(基 準)

第2条 贈呈の基準は、次のとおりとする。

(1) 町会長が死亡したとき。

香典10,000円を贈る。

(2) 町会長が火災その他の災害にあったとき。ただし、天災地変の場合を除く。

見舞金5,000円を贈る。

(返 礼)

第3条 この内規による贈呈に対して、返礼は行わないものとする。

(委 任)

第4条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この内規は、昭和49年12月20日から施行する。

附 則

この内規は、昭和61年4月18日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年5月20日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月14日から施行する。